

第6 県税制の状況等

1 県税制の状況

税 目	令和2年度	令和3年度
県民税	<p>1. 個人</p> <p>(1) 均等割 2,000 円 (うち500円は「水と緑の森づくり税」分)</p> <p>(2) 所得割</p> <p>ア 所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) 課税所得の4%</p> <p>イ 分離課税に係る所得割</p> <p>(ア) 退職所得 課税所得の4%</p> <p>(イ) 譲渡所得</p> <p>a 長期譲渡所得</p> <p>① 一般の長期譲渡所得 課税長期譲渡所得金額×2.0%</p> <p>② 優良住宅地等に係る長期譲渡所得</p> <p>(i) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分 課税長期譲渡所得金額×1.6%</p> <p>(ii) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円超の部分 (課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×2.0%</p> <p>③ 居住用財産に係る長期譲渡所得</p> <p>(i) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の部分 課税長期譲渡所得金額×1.6%</p> <p>(ii) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円超の部分 (課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×2.0%</p> <p>b 短期譲渡所得</p> <p>① ②以外の短期譲渡所得 課税短期譲渡所得金額×3.6%</p> <p>② 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得 課税短期譲渡所得金額×2.0%</p> <p>(ウ) 事業所得等</p> <p>a 土地等に係る事業所得等</p> <p>① 土地等に係る課税事業所得等の金額×4.8%</p> <p>② {(土地等に係る課税事業所得等の金額+課税総所得金額)×通常の税率-課税総所得金額×通常の税率}×110%</p> <p>①、②のいずれか高い金額 (平成10年1月1日から令和5年3月31日までの譲渡所得等については、課税の特例は適用しない。)</p>	同 左

税 目	令和2年度	令和3年度
県民税	<p>2. 法人</p> <p>(1) 均等割</p> <p>ア 資本金等の額が1千万円以下の法人等 年額 20,000 円 (年額 21,000 円)</p> <p>イ 資本金等の額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 50,000 円 (年額 52,500 円)</p> <p>ウ 資本金等の額が1億円を超え 10億円以下の法人 年額 130,000 円 (年額 136,500 円)</p> <p>エ 資本金等の額が10億円を超え 50億円以下の法人 年額 540,000 円 (年額 580,500 円)</p> <p>オ 資本金等の額が50億円を超え 100億円以下の法人 年額 800,000 円 (年額 880,000 円)</p> <p>カ 資本金等の額が100億円を超える法人 年額 800,000 円 (年額 900,000 円)</p> <p>平成29年4月1日～令和4年3月31日までの間に開始する事業年度について、均等割の標準税率に1,000円～100,000円(水と緑の森づくり税)を加算()は水と緑の森づくり税を含めた額</p> <p>(2) 法人税割(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 100分の1.8 ただし、資本金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人 100分の1.0</p> <p>3. 利子割 支払いを受けるべき利子等の額の100分の5</p> <p>4. 配当割 支払いを受けるべき特定配当等の額の100分の5</p> <p>5. 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡所得金額の100分の5</p>	<p>2. 法人</p> <p>(1) 均等割</p> <div data-bbox="1093 338 1430 454" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 平成29年3月31日以前に開始する事業年度に適用される税率は条例を参照 </div> <p>ア 同 左</p> <p>イ 同 左</p> <p>ウ 同 左</p> <p>エ 同 左</p> <p>オ 同 左</p> <p>カ 同 左</p> <p>平成29年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、均等割の標準税率に1,000円～100,000円(水と緑の森づくり税)を加算()は水と緑の森づくり税を含めた額</p> <p>(2) 法人税割 同 左</p> <div data-bbox="1093 1451 1430 1568" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 令和元年9月30日以前に開始する事業年度に適用される税率は条例を参照 </div> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>

税 目	令和2年度	令和3年度
事業税	<p>1. 法人（令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用）</p> <p>(1) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人</p> <p>ア 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）以外の事業を行う法人 収入金額の 100分の1.0</p> <p>イ 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）を行う法人 収入金額の 100分の0.75</p> <p>(7) 外形標準課税が適用される法人（資本金1億円超） 付加価値額の 100分の0.37 資本金等の額の 100分の0.15</p> <p>(4) その他の法人 （小売・発電に係る）所得の 100分の1.85</p> <p>(2) その他の事業を行う法人</p> <p>ア 特別法人 所得のうち年400万円以下の金額の 100分の3.5 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の 100分の4.9</p> <p>イ 外形標準課税が適用される法人（資本金1億円超） 付加価値額の 100分の1.2 資本金等の額の 100分の0.5 所得のうち年400万円以下の金額の 100分の0.4 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の 100分の0.7 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の 100分の1.0</p> <p>ウ その他の法人 所得のうち年400万円以下の金額の 100分の3.5 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の 100分の5.3 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の 100分の7.0</p> <p>(3) 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対しての所得に係る税率は、 上記によらず、特別法人にあつては 100分の4.9 外形標準課税適用法人にあつては 100分の1.0 その他の法人にあつては 100分の7.0</p>	同 左

税 目	令和2年度	令和3年度																																				
	2. 個人	同 左																																				
	(1) 第1種事業 事業の所得の 100分の5																																					
	(2) 第2種事業 事業の所得の 100分の4																																					
	(3) 第3種事業 ((4)のものを除く。) 事業の所得の 100分の5																																					
	(4) 第3種事業のうち、あんま、はり、きゅう、 柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄 師業 事業の所得の 100分の3																																					
地方消費税	消費税額の78分の22	同 左																																				
不動産取得税	課税標準額の 100分の4 ただし、不動産の取得時期によって次の 特例税率となる。	同 左																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得時期</th> <th rowspan="2">土地</th> <th colspan="2">家屋</th> </tr> <tr> <th>住宅</th> <th>住宅以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15.4.1- H18.3.31</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H18.4.1- H20.3.31</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>H20.4.1- R03.3.31</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	取得時期	土地	家屋		住宅	住宅以外	H15.4.1- H18.3.31	3%	3%	3%	H18.4.1- H20.3.31	3%	3%	3.5%	H20.4.1- R03.3.31	3%	3%	4%	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">取得時期</th> <th rowspan="2">土地</th> <th colspan="2">家屋</th> </tr> <tr> <th>住宅</th> <th>住宅以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15.4.1- H18.3.31</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H18.4.1- H20.3.31</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>H20.4.1- R06.3.31</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	取得時期	土地	家屋		住宅	住宅以外	H15.4.1- H18.3.31	3%	3%	3%	H18.4.1- H20.3.31	3%	3%	3.5%	H20.4.1- R06.3.31	3%	3%	4%
取得時期	土地			家屋																																		
		住宅	住宅以外																																			
H15.4.1- H18.3.31	3%	3%	3%																																			
H18.4.1- H20.3.31	3%	3%	3.5%																																			
H20.4.1- R03.3.31	3%	3%	4%																																			
取得時期	土地	家屋																																				
		住宅	住宅以外																																			
H15.4.1- H18.3.31	3%	3%	3%																																			
H18.4.1- H20.3.31	3%	3%	3.5%																																			
H20.4.1- R06.3.31	3%	3%	4%																																			
県たばこ税	1,000本につき 930円 令和2年10月1日以降 1,000本につき 1,000円	1,000本につき 1,000円 令和3年10月1日以降 1,000本につき 1,070円																																				
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の等級ごとの税率 1級 1人1日につき 1,160円 2級 " " 1,090円 3級 " " 1,020円 4級 " " 950円 5級 " " 870円 6級 " " 800円 7級 " " 730円 8級 " " 650円 9級 " " 580円	同 左																																				
軽油引取税	1キロリットルにつき 32,100円	同 左																																				

税 目	令和2年度			令和3年度		
自動車税	1. 環境性能割 自動車の排ガス・燃費性能に応じて 自家用 0～100分の3 営業用 0～100分の2			同 左		
	2. 種別割				同 左	
		区 分	(年税額) 営業用	(年税額) 自家用		
	乗用車	総排気量				
		1.00以下及び 電気自動車	7,500	29,500 (25,000)		
		1.00超1.50以下	8,500	34,500 (30,500)		
		1.50超2.00以下	9,500	39,500 (36,000)		
		2.00超2.50以下	13,800	45,000 (43,500)		
		2.50超3.00以下	15,700	51,000 (50,000)		
		3.00超3.50以下	17,900	58,000 (57,000)		
3.50超4.00以下		20,500	66,500 (65,500)			
4.00超4.50以下		23,600	76,500 (75,500)			
4.50超6.00		27,200	88,000 (87,000)			
6.00以上	40,700	111,000 (110,000)				
トラック (タンク車を含む)	最大積載量					
	1 t 以下	6,500	8,000			
	1 t 超 2 t 以下	9,000	11,500			
	2 t 超 3 t 以下	12,000	16,000			
	3 t 超 4 t 以下	15,000	20,500			
	4 t 超 5 t 以下	18,500	25,500			
	5 t 超 6 t 以下	22,000	30,000			
	6 t 超 7 t 以下	25,500	35,000			
	7 t 超 8 t 以下	29,500	40,500			
8 t 超	1t増毎に 4,700円 加算	1t増毎に 6,300円 加算				

税 目	令和2年度			令和3年度	
自動車税	区 分		(年額円) 営業用	(年額円) 自家用	
	貨客兼用車	総排気量 10以下 1t 以下	10,200	13,200	
		1t 超 2t 以下	12,700	16,700	
		総排気量 10超 1.50以下			
		1t 以下	11,200	14,300	
		1t 超 2t 以下	13,700	17,800	
		総排気量 1.50超			
	けん引車	普通自動車	15,100	20,600	
		小型自動車	7,500	10,200	
	被けん引車	普通最大積載量 8t 以下	7,500	10,200	
		8t 超	1t 増毎に 3,800円 加算	1t 増毎に 5,100円 加算	
		小型自動車	3,900	5,300	
	バス	一般乗合用	乗車定員		
			30 人以下	12,000	
			30 人超 40 人以下	14,500	
40 人超 50 人以下			17,500		
50 人超 60 人以下			20,000		
60 人超 70 人以下			22,500		
70 人超 80 人以下	25,500				
80 人超	29,000				
バス	その他	乗車定員			
		30 人以下	26,500	33,000	
		30 人超 40 人以下	32,000	41,000	
		40 人超 50 人以下	38,000	49,000	
		50 人超 60 人以下	44,000	57,000	
		60 人超 70 人以下	50,500	65,500	
		70 人超 80 人以下	57,000	74,000	
80 人超	64,000	83,000			

税 目	令和2年度				令和3年度		
自動車税	区 分		(年額円) 営業用	(年額円) 自家用			
	靈 き ゆう 車	普通自動車	12,100	16,400			
		小型自動車	7,200	9,900			
	特 種 用 途 車 (タンク車を除く)	キ ャ ン ピ ン グ 車	総排気量				
			1.0ℓ以下			23,600 (20,000)	
			1.0ℓ超 1.5ℓ以下			27,600 (24,400)	
			1.5ℓ超 2.0ℓ以下			31,600 (28,800)	
2.0ℓ超 2.5ℓ以下					36,000 (34,800)		
2.5ℓ超 3.0ℓ以下					40,800 (40,000)		
3.0ℓ超 3.5ℓ以下					46,400 (45,600)		
3.5ℓ超 4.0ℓ以下					53,200 (52,400)		
特 種 用 途 車 (タンク車を除く)	そ の 他	普通自動車	20,400	27,700			
		小型自動車	9,500	13,000			
三 輪 車	小型自動車	4,500	6,000				

※ロータリーエンジン車は、作動室総容積×1.5に相当する総排気量の税率が適用される。

※学校の通学用バスの税率の特例

自家用に該当するバスのうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が所有し、もっぱらその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するものについては、次のとおり

乗車定員が30人以下のもの

年額 12,000 円

乗車定員が30人を越え40人以下のもの

年額 14,500 円

乗車定員が40人を越え50人以下のもの

年額 17,500 円

乗車定員が50人を越え60人以下のもの

年額 20,000 円

乗車定員が60人を越え70人以下のもの

年額 22,500 円

乗車定員が70人を越え80人以下のもの

年額 25,500 円

乗車定員が80人を越えるもの

年額 29,000 円

※（ ）内の税率は、令和元年10月以降に初回新規登録された自家用乗用車及びキャンピング車の税率

税 目	令和2年度	令和3年度														
自動車税	<p>グリーン化税制</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車 令和元年度及び令和2年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度の税を軽減</p> <table border="1" data-bbox="363 421 863 801"> <thead> <tr> <th>対 象 車</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車</td> <td>約75%軽減</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和2年度燃費基準+30%達成車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%達成車</td> <td>約50%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)★★★★とは、平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のこと</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車 新車新規登録から次の年数を超えている自動車について、その翌年度から重課</p> <table border="1" data-bbox="363 1077 863 1272"> <thead> <tr> <th>対 象 車</th> <th>措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新車登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td>約15%重課</td> </tr> <tr> <td>新車登録から13年を超えているガソリン車、LPG車</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は除く</p> <p>注2) バス(一般乗合用を除く)、トラック(被けん引車を除く)については、約10%重課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <p>総排気量、最大積載量等に応じた税額については、条例参照</p> </div>	対 象 車	措 置	電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車	約75%軽減	★★★★かつ令和2年度燃費基準+30%達成車		★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%達成車	約50%軽減	対 象 車	措 置	新車登録から11年を超えているディーゼル車	約15%重課	新車登録から13年を超えているガソリン車、LPG車		<p>同 左</p> <p>同 左</p>
対 象 車	措 置															
電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車	約75%軽減															
★★★★かつ令和2年度燃費基準+30%達成車																
★★★★かつ令和2年度燃費基準+10%達成車	約50%軽減															
対 象 車	措 置															
新車登録から11年を超えているディーゼル車	約15%重課															
新車登録から13年を超えているガソリン車、LPG車																

税 目	令和2年度	令和3年度
鉱区税	1. 砂鉱を目的としないもの (1) 試掘鉱区 ア 石油又は可燃性天然ガス鉱区 面積100アールごとに 年額 イの2/3 イ その他の鉱区 面積100アールごとに 年額 200円 (2) 採掘鉱区 ア 石油又は可燃性天然ガス鉱区 面積100アールごとに 年額 イの2/3 イ その他の鉱区 面積100アールごとに 年額 400円 2. 砂鉱を目的とするもの 面積100アールごとに 年額 200円	同 左
狩猟税	1. 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で2に規定する者以外の者 16,500円 2. 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者 11,000円 3. 網又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で4に規定する者以外の者 8,200円 4. 網又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者 5,500円 5. 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 ※令和6年3月31日まで ・対象鳥獣捕獲員は非課税 ・申請日前1年以内に許可捕獲をした者及び従事した者は税率2分の1 ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は非課税（登録は平成27年5月29日から）	同 左
県固定資産税	大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 100分の1.4	同 左

2 県税の電算処理状況

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
法人県民税 法人事業税 (S46.4)	法人から提出された各種の申告書及び更正決定決議書等を毎月入力し、当該月調定に係る法人別内訳書と月報を作成する。累積された課税マスターから課税状況等の統計表を作成する。 また、法人管理マスター及び見込納付マスターにより、申告書・納付書のプレプリントや課税台帳を作成する。	1. 申告書、更正決定決議書 2. 利子割都道府県別明細書 3. 設立等申告書 4. 見込納付入力	随時 〃 〃 〃	1. 法人別内訳書 2. 調定月報 3. 各種月報資料 4. 申告書送付一覧 5. 申告書・納付書 6. 期限後・不申告一覧 7. 課税状況調査資料 8. 更正決定通知書	毎月 〃 〃 〃 〃 〃 4月 随時
(H1.4)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税データの入力を行う。				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H18.1)	(電子申告に対応)				
(H21.4)	(地方法人特別税導入に関する対応)				
(H24.8)	(電子申請・届出に対応)				
(R1.12)	(課税標準額通知電子化に対応)				
県民税利子割 (S63.4)	指定金融機関で作成した申告書データを利用し、修正、更正・決定データとあわせて当該月調定に係る課税台帳、調定同等を作成する。 累積された課税マスターから課税状況調等の統計表を作成する。	1. 領済データ(申告書データ) 2. 更正・決定決議書 3. 設立申請書・廃止届登録用紙	毎日 毎月 随時	1. 調定内訳書 2. 課税台帳 3. 調定伺 4. 期限後・不申告一覧 5. 税額一覧 6. 支払額一覧 7. 課税状況調査資料 8. 登録台帳 9. 申告書	毎月 〃 〃 随時 〃 〃 6月 随時 3月
(H2.4)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税データの入力を行う。				
(R3.10)	(電子申告に対応)				

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
県民税配当 割、県民税 株式等譲渡 所得割 (H16. 1)	(県民税配当割、県民税株式 譲渡所得割については、新税 務オンラインシステムから対 応)	1. 領済データ(申告書デー タ) 2. 更正・決定決議書 3. 設立申請書・廃止届登録 用紙	毎日 毎月 随時	1. 調定内訳書 2. 課税台帳 3. 調定伺 4. 期限後・不申告一覧 5. 税額一覧 6. 支払額一覧 7. 課税状況調査資料 8. 登録台帳 9. 申告書	毎月 〃 〃 随時 〃 〃 6月 随時 3月
(H16. 4)	(新税務オンラインシステム に再構築稼働)				
(R3. 10)	(電子申告に対応)				
個人事業税 (S49. 4)	7月の定期課税、随時課税 にかかる納税通知書、調定内 訳書、課税月報等を作成す る。累積された課税状況等の 調査資料を作成する。	1. 基本報告書 2. 申告書 3. 更正連絡票 4. 減免額連絡票	5月 随時 〃 〃	1. 納税通知書兼領収書 2. 領収済控 3. 領収済通知書 4. 調定(減免)内訳書 5. 調定月報 6. 賦課一覧 7. 課税状況等調査資料 8. 地方交付税調査資料	8月 随時 〃 〃 〃 〃 4,10 月 4月
(S62. 4)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税デ ータの入力を行う。				
(H16. 4)	(新税務オンラインシステム に再構築稼働)				
(H23. 1)	(所得税確定申告書等データ 連携(国税連携)に対応)				
不動産 取得税 原始 (S59. 7)	(原始及び承継取得課税事務) 固定資産税賦課用磁気テー プや市町村及び登記所から収 集した賦課資料を入力して納 税通知書等の各種帳票を作成 する。	1. 課税マスター入力票(原 始) 2. 課税マスター入力票(承 継)	毎月 〃	1. プルーフリスト 2. 納税通知書 3. 課税台帳 4. 課税資料一覧表 5. 納税者照会用はがき 6. 調定内訳書 7. 課税状況調	毎月 〃 〃 〃 〃 〃 5月
承継 (S61. 4)	累積された課税マスターか ら課税状況等の統計表を作成 する。				
(H3. 7)	(オンラインシステム稼働) 課税情報の照会及び課税デ ータの入力を行う。				
(H16. 4)	(新税務オンラインシステム に再構築稼働)				

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
ゴルフ場利 用税・軽油 引取税 (S57.8)	(課税事務) 申告書及び納付書に業者名 等を印字し、業者へ配布す る。 業者から提出される申告書 及び登録申請書等を入力し調 定決議書及び調定内訳書等 を作成する。 累積された申告書から課税 状況等の統計表を作成する。	1. 登録申請書 2. 申告書 3. 更正決定連絡票	毎月 " "	1. 調定決議書 2. 調定内訳書 3. 不申告加算金決定通知書・ 納付書 4. 申告催告書 5. 申告書・納付書 6. 報償金一覧	毎月 " " " " 8・2 月 8・2 月
(H3.4)	(オンラインシステム稼働)				
(H16.4)	課税情報の照会及び課税デ ータの入力を行う。				
	(新税務オンラインシステム 開発時に構築稼働)				
旧自動車 取得税	自動車税申告書の分類集計	1. 申告書(新規) 2. 申告書(移転変更)	毎日 "	1. 月報 2. 課税標準段階別課税状況調 (新車) 3. 課税標準段階別課税状況調 (中古車)	毎月 " "
(H2.4)	(オンラインシステム稼働)				
(H16.4)	課税標準及び税額の照会を 行う。				
(H30.10)	(新税務オンラインシステム に再構築稼働)				
	自動車保有関係手続のワン ストップサービス (OSS) 対 応				
自動車税	(1)環境性能割 (R1.10.1～) 自動車税申告書の分類集計	1. 申告書(新規) 2. 申告書(移転変更)	毎日 "	1. 月報 2. 課税標準段階別課税状況調 (新車) 3. 課税標準段階別課税状況調 (中古車)	毎月 " "

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
自動車税 (S45. 4)	(2)種別割 (R1. 10. 1～) (賦課事務) 富山運輸支局が入手する自動車登録及び車検情報を地方公共団体情報システム機構経由でデータの提供を受け、これを自動車税申告書による異動データと突き合わせて課税マスターの作成更新を行い、このマスターに基づき納税通知書等の各種帳票を作成する。	1. 分配データ 2. 申告書 (1) 新規 (2) 移転・変更	毎日 〃	1. 納税通知書 2. 納付書兼領収証書 3. 領収済通知書 4. 調定決議書 5. 調定月報 6. 増減一覧 7. 地方交付税調査資料 8. 課税状況調査資料	4月 〃 〃 〃 随時 随時 4月 6月
(S48. 10)	(収納管理事務) OCR活字で印刷された領収済通知書を磁気テープにし、これにより、消込を行い、督促状の発行、決算資料の作成等を行う。				
(S61. 4)	(オンラインシステム稼働) 課税、収納状況の照会及び各種のデータの入力、納税証明書発行事務を行う。				
(H16. 4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H30. 10)	自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) に対応				
諸税 (H3. 4)	(オンラインシステム稼働) 個人県民税、県たばこ税、鉦区税等の課税情報データの入力を行う。	1. 調定決議書 2. 申告書	随時 〃	1. 調定伺 2. 課税状況調 3. 県税徴収状況報告書 4. 県税決算書 5. 課税状況調	毎月 〃 〃 6月 〃
(H16. 4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
収納共通 (S58.4)	(収納事務) 指定金融機関からの領済データを利用し、各税の消込を行うとともに、管理・徴収関係の諸帳票を入力することにより、収入報告書、督促状等を作成する。	1. 領済データ 2. 還付申請書	毎日 随時	1. 収入日計表 2. 消込保留・消込過誤納一覧 3. 県税等収入報告書 4. 収入状況表 5. 督促状・滞納金整理票 6. 還付通知書・還付確定一覧表	毎日 " 毎月 " " "
(S62.4)	(オンラインシステム稼働) 端末機から収納情報の照会及び各種データの入力を行う。 ・システムの取扱税目 県民税利子割、 法人二税、個人事業税、 不動産取得税、 間税三税、諸税 ・全税目の名寄せが可能				
(H16.4)	(新税務オンラインシステムに再構築稼働)				
(H18.4)	コンビニ納付に対応（自動車税定期賦課分）				
(H23.4)	コンビニ納付に対応（自動車税督促状分）				
(H30.4)	クレジット納付に対応（自動車税定期賦課分）				
(R1.10)	地方税共通納税システム稼働に対応(法人二税)				
(R2.4)	スマートフォンアプリ収納に対応（自動車税種別割定期賦課・督促状、個人事業税、不動産取得税）				
(R3.1)	クレジット納付に対応（個人事業税、不動産取得税）				
(R3.10)	地方税共通納税システムに対応(県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割)				

科目 (稼働年月)	システムの概要及び変遷	入力帳票名	入力 時期	出力帳票名	出力 時期
債権管理 (S58. 4)	(収納共通の一部として稼働)	1. 各種滞納処分決議書 2. 徴収・換価猶予決議書	随時 〃	1. 徴収状況報告書 2. 不納欠損処理報告書 3. 滞納者一覧表 4. 催告状 5. 差押通知書	毎月 〃 〃 随時 〃
(H16. 4)	(新税務オンラインシステム 開発時に収納共通より分離し て再構築稼働) 端末機から滞納状況の照会 及び差押等の滞納処分状況の 入力を行う。 滞納者一覧表、催告状、徴 収状況報告書等の債権管理関 係帳票を作成する。				